

福島県浅川町

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

福島県浅川町

目 次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
第1章 計画の位置づけ	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	
第3節 対策の時期区分	
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	
第3章 対策の基本項目	8
第4章 対策推進のための役割分担	9
第5章 町行動計画の推進体制	10
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み	11
第1章 実施体制	11
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	15
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第3章 まん延防止	18
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 ワクチン	19
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第5章 保健	22
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第6章 物資	24
第1節 準備期～初動期	
第2節 対応期	
第7章 町民生活及び社会経済の安定の確保	25
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	

用語集..... 28

参考資料..... 31

はじめに

【計画改定の目的】

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。また、国際交流の進展や人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなってきています。

令和元年（２０１９年）１２月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」 という。）は、令和２年（２０２０年）１月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、本町でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政や、医療機関、関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。

この新型コロナへの対応を通じ、未曾有の感染症危機が、町民の生命及び健康への大きな脅威だけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることがわかり、感染症によって起こるパンデミックに対し、国、県及び本町の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があります。感染症危機は、新型コロナ対応だけでなく、次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

【計画改定の背景】

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和６年（２０２４年）７月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定し、国の改定に伴い、県は、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定しました。

これらに伴い、本町においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、学識経験者や県等からの意見も踏まえ、「浅川町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）を改定するものです。

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第 1 部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第 1 章 計画の位置づけ

町行動計画は、特措法第 8 条 2 項に基づき、政府行動計画、県行動計画の内容を踏まえて、町内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

(1) 町行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報の町民等への適切な方法による提供
- ③ 町民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ④ 生活環境の保全その他の町民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する県及び関係機関等との連携に関する事項

(2) 町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

町行動計画の推進については、部局横断的な体制の下、新型インフルエンザ等に関する情報共有や町行動計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、学識経験者や関係団体で構成される石川郡地域医療協議会（以下、「医療協議会」という。）においても、各取組の進捗状況や課題等を確認し、政府行動計画や県行動計画の改定の動きを踏まえ、必要な対策や計画の見直しについて協議を行い、本町における新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

第2章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

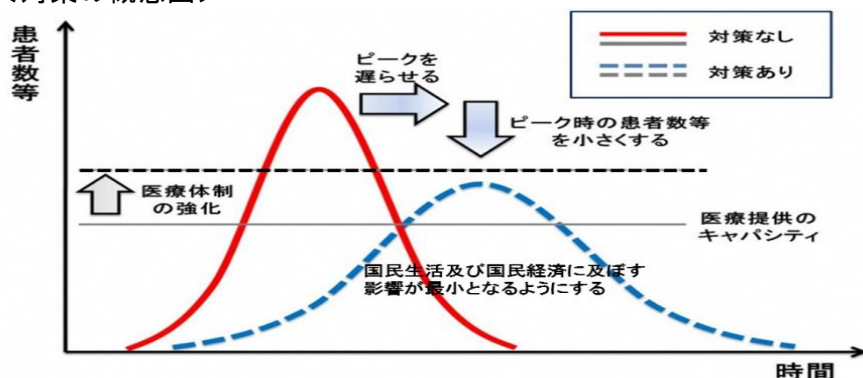
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内、さらには本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活や社会経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

【目的】

感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療措置協定等による医療提供体制の強化に協力することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 町民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 町民生活及び社会経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供や町民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の概念図＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性・感染性の変化や感染拡大の繰り返しによる対策の長期化も想定する。また、科学的知見及び国、県の対策等を踏まえ、本町の地理的な条件、人口構成、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮し、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。(具体的な対策については、第2部において記載する。)

なお、新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行う。特に医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することを検討することが重要である。

従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行う。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民ひとり一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの感染予防対策が基本であるが、特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

【町の基本的な考え方】

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、国・県の方針を踏まえ、平常時より、町は町民に感染予防対策への備蓄や周知を呼びかけ、社会全体で公衆衛生対策を講じることで、流行の早期終息を目指す。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

発生段階の考え方		
準備期	初動期	対応期
		封じ込め⇒病原体の性状等に応じた対応
		ワクチン等に対する対応力の高まり⇒基本的な感染症対策の移行

※初動期では、コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等がすぐに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっていることなどから、ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目を初動期に位置付けるよう変更された。

準備期

新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・ 町は、国や県が行う医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄に協力する。
- ・ 町民に対する啓発や県・町・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

初動期

国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

- ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行い、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて対応する。

対応期

基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

- ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずる。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを最優先に対応する。
- ・ 町は、国・県が行う感染予防に関する各種対応（患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛や、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等）に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国内・県内または町内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、病原体の

性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮し、確保された医療提供体制で対応できるよう感染拡大防止措置等に専念する。

- ・ 対策の検討については、病原性や感染性などの観点からリスク評価や、各対策項目の具体的な内容を定め、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・ 感染や重症化しやすい集団が特に子どもや若者、高齢者の場合の必要な措置等は、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方に留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。

ア	新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理 新型インフルエンザ等の発生時に行う対策について、行政、医療機関、医師会をはじめ、関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行う。
イ	初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備 初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内・県内及び町内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。
ウ	関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善 感染症危機は必ず起こり得るものである認識を、感染症対策に携わる関係機関や町民等が持てるよう、感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を行い、点検や改善を行う。

エ	医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え 感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等について、平時からの備えの充実を推進し、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、県の指示のもと、県医師会・郡医師会と連携しながら、国、県が行う検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制が円滑に推進できるよう協力し、リスクコミュニケーション等についての取組みを推進する。
オ	高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備をする。
カ	負担軽減や情報の有効活用、国・県・町の連携等のための DX の推進や人材育成等 町保健福祉分野等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国・県・町の円滑な連携等を図るため、DX の推進や人材育成等の取組を進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

ア	可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え 感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集・分析の体制整備を進める。
イ	医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置 医療提供体制の速やかな拡充を図り、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。
ウ	状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え 病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や社会経済等の状況に合わせ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とし、国や県のガイドライン等を踏まえ事前に検討を行う。
エ	町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有 対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。平時から感染症や感染対策の基本的な知識の普及啓発について、学校教育や様々な場面を活用し、こどもを含め各世代への理解を深めるため、わかりやすく、かつ科学的根拠に基づいた情報提供・共有を図り、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

（３）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、基本的人権を尊重する。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提とし、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得る。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる。

新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに対策の実施に当たり、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、町民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

町は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（５）感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態も想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進め、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

また地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（６）記録の作成や保存

それぞれの対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第３章 対策の基本項目

政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の項目を町行動計画の主な対策項目とする。なお、各対策項目の具体的な内容については、第２部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び社会経済の安定の確保

第4章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進し、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行い、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

また、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行い、感染症予防計画や医療計画、県行動計画の見直しについて協議を行う。

(3) 町の役割

町は、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を的確に実施する。対策の実施にあたっては、国・県の方針を基本とし、町内の各関係機関をはじめ、石川郡内町村、近隣の市町村、郡医師会、消防等と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練やN95 マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進め、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は、町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底のため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うなど、対策を行う必要がある。

(8) 町民の役割

発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている。対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第 5 章 町行動計画の推進体制

町行動計画に基づく対策等の取組状況について、客観的な数値や統計データ等の 合理的根拠を活用した進捗管理に努め、医療協議会等の意見も聴きながら、定期的 なフォローアップを行い、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

政府行動計画や県行動計画等の見直しを始め、定期的なフォローアップを通じた 取組の改善、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況等を踏まえ、適宜、町行動計画の見直しを行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1.行動計画等の作成や体制整備・強化
I 政府・行動計画を踏まえ、町行動計画を作成・変更する。(保健福祉課) 町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(保健福祉課)
II 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(総務課・全課)
III 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(総務課・全課)
IV 新型インフルエンザ等対策に携わる人材等の養成等を行う。(全課)
1-2.国、県、市町村等の連携の強化
I 国、県、他の市町村及び指定(地方)公共機関と、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施により、相互の連携を強化する。(保健福祉課)
II 国・県、指定(地方)公共機関及び国内・県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(保健福祉課)
III 第3節(対応期)3-1-1に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し準備を進める。(総務課)

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
I 政府対策本部や県対策本部を設置した場合は、町は町新型インフルエンザ等対策本部(以下、「町対策本部」という。)を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進め、県の求めに応じて状況について情報提供を行う。(総務課)
II 準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化を進める(総務課・保健福祉課)
2-2. 必要な予算の確保
I 新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、効果的な対策や支援を速やかに実施するため、国、県の財政支援に関する情報を収集し、予算の確保に努め、対策に要する経費所要の準備を行う。(総務課・全課)

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制(町対策本部体制)の在り方
3-1-1. 職員の派遣・応援への対応
I 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を遂行することができなくなったときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総務課)
II その区域に係る新型インフルエンザ等感染予防対策を実施するため、必要時、県又は他の市町村に対して応援要請を求める。(保健福祉課)
3-1-2. 必要な財政上の措置
I 国、県からの財政支援を有効に活用し、必要な財源を確保し、対策を実施する。

3-2. 緊急事態宣言がなされた場合の対応	
I	緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(総務課・全課)
3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制	
I	新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。(総務課)

浅川町新型インフルエンザ等対策本部の組織構成

新型インフルエンザ等対策本部会議	本部長	町長
	副本部長	副町長
	本部員	1. 総務課長 2. 農政課長 3. 企画商工課長 4. 建設水道課長 5. 税務課長 6. 住民課長 7. 保健福祉課長 8. 教育課長 9. 議会事務局長

※浅川町対策本部組織構成を基本とする。

各課の役割

担 当 課	取組み事項
1. 総務課	1. 庁内各課への連絡調整に関する事項 2. 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関する事項 3. 県対策本部及び関係機関との連絡体制及び要請に関する事項 4. 情報収集提供体制の確立・公表に関する事項 5. 報道機関等との連絡調整及び広報活動に関する事項 6. 感染防止対策に必要な資機材、物品等の確保及び配備に関する事項 7. 町民への感染情報の周知（車両広報）に関する事項 8. 庁舎及び管理施設の感染防止対策に関する事項 9. 職員の動員及び配備に関する事項 10. 職員の感染予防、健康管理に関する事項 11. 来庁者からの感染予防対策に関する事項 12. 本部の予算計画及び感染防止策に対する資金調達に関する事項 13. 感染に伴う財政処置全般に関する事項 14. 感染防止対策業務の遂行に必要な車両の確保・配車に関する事項 15. 課内及び各課への応援に関する事項 16. その他本部からの指示事項

2. 農政課	1. 農業・畜産事業者への情報提供および感染防止対策、感染調査、応急対策等に関する事項 2. 農業、畜産事業者等との連携及び協力体制に関する事項 3. 課内及び各課への対応に関する事項 4. その他本部からの指示事項
3. 企画商工課	1. 商工会等との連絡教示に関する事項 2. 商工観光施設の感染予防対策に関する事項 3. 商工観光施設の感染防止対策及び調査に関する事項 4. 観光客への情報提供に関する事項 5. 課内及び各課への応援に関する事項 6. その他本部からの指示事項
4. 建設水道課	1. ライフライン（道路交通）の確保及び事業者への要請に関する事項 2. 関連業者等への感染防止対策に関する事項 3. 上下水道施設等の非常処理に関する事項 4. 課内及び各課への応援に関する事項 5. その他本部からの指示事項
5. 税務課	1. 経理出納の感染防止対策に関する事項 2. 金融機関等への連絡等に関する事項 3. 感染に伴う財政処置対応に関する事項 4. 課内及び各課への応援に関する事項 5. その他本部からの指示事項
6. 住民課	1. ごみの非常処理に関する事項 2. し尿の非常処理に関する事項 3. 住民異動等の感染防止対策に関する事項 4. 廃棄物収集、処理体制の確保に関する事項 5. 感染による死亡者の搬送、遺体安置及び火葬、埋葬に関する事項 6. 遺体一時安置所の確保、開設に関する事項 7. 関連業者への感染防止対策に関する事項 8. 課内及び各課への応援に関する事項 9. その他本部からの指示事項
7. 保健福祉課	1. 情報収集、伝達及び感染状況等の報告に関する事項 2. 感染予防策（啓発・啓蒙）の町民への情報提供に関する事項 3. 健康相談（窓口）体制に関する事項 4. 医療体制の確保に関する事項 5. 県中保健福祉事務所、石川郡医師会（以下「医師会」という。）等関係機関との連絡調整に関する事項 6. ワクチン接種に関する事項 7. 食料品、生活必需品等の調達及び配給に関する事項 8. 救援物資の受入れに関する事項 9. 障がい者福祉施設等へ情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策等に関する事項 10. 障がい者等の要支援者対策に関する事項 11. 日本赤十字社との連絡調整に関する事項（社会福祉協議会） 12. 老人福祉施設、通所施設、事業所等への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項

	13. 一人暮らしや介護を要する高齢者等の要支援者対策に関する事項 14. 課内及び各課への応援に関する事項 15. その他本部からの指示事項
8. 教育課	1. 福島県学校サーベイランスシステムによる感染状況の把握に関する事項 2. 学校教育施設等の感染防止対策に関する事項 3. 教育関係に必要な応急対策に関する事項 4. 学校の出席停止、学級閉鎖及び臨時休校等に関する事項 5. 部活動や行事等に関する事項 6. 児童、生徒、教職員の感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項 7. 児童、生徒、教職員の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関する事項 8. 教職員の動員及び調整に関する事項 9. 給食による感染防止対策に関する事項 10. PTA 等教育関係団体への協力要請に関する事項 11. 教育・保育施設等の感染防止対策に関する事項 12. 教育・保育関係に必要な応急対策に関する事項 13. こども園の出席停止、学級閉鎖及び臨時休園等に関する事項 14. こども園への情報提供及び感染防止対策、感染調査、応急対策に関する事項 15. 乳幼児、教職員の健康管理及び家庭の啓発、相談、指導に関する事項 16. 教職員の動員及び調整に関する事項 17. 要保護児童対策に関する事項 18. 社会教育施設の感染防止対策に関する事項 19. 各地域の情報収集及び伝達に関する事項 20. 各種行事等に関する事項 21. 各種集会等に関する事項 22. 課内及び各課への応援に関する事項 23. その他本部からの指示事項
9. 議会事務局	1. 議員等への連絡等に関する事項 2. 議会及び委員会に関する事項 3. 課内及び各課への応援に関する事項 4. その他本部からの指示事項

※新型コロナウイルス流行時の対応をもとに作成・状況に応じ追記・修正を行う。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有	
1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有	
I	平時から県と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策の普及啓発をはじめ、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を図り、町民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(全課)
II	個人レベルでの感染対策を基本とし、それが社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。(全課)
III	保育施設や学校、職場等は集団感染により、感染拡大の起点となりやすい。また、重症化リスクが高い高齢者施設等と併せ、保健福祉課(保健センター、こども園)や教育委員会が連携し、医療機関や消防等を含め、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、学童・生徒自身に対する分かりやすい情報提供に努める。(保健福祉課・学校教育課)
1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発	
I	国、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。(全課)
II	保健福祉課(保健センター、こども園)や教育委員会が連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組み、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。(保健福祉課・学校教育課)
1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発	
I	SNSの普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となることから、国、県及び関係機関と連携し、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、科学的知見等に基づく情報提供に取り組む。また、町民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛け、偽・誤情報に関する啓発に努める。(総務課・保健福祉課)
1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備	
I	国及び県と連携し、町民等が新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者をはじめ、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(保健福祉課)
1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	
I	県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの一般相談に応じるため高齢者や外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、相談対応に必要な体制整備を進める。(保健福祉課)

収集すべき情報⇒その情報から想定されること	
1)	発生地域・発生数・性別・年齢等 ⇒感染状況の早期介入・感染拡大防止策の対応
2)	発生日時・報道発表の状況 ⇒町・県中・県・国の感染情報の把握
3)	確定診断の状況等 ⇒医療体制の整備状況の把握（検査・治療）
4)	健康被害の内容(症状、重症度等)⇒治療薬の有効性・感染予防対策の徹底 ウイルス特性・ワクチン効果等
5)	感染拡大の状況(家族以外への感染等) ⇒感染拡大防止策の対応
6)	発生場所での対応状況(初動対応の内容等) ⇒感染拡大防止策の周知徹底
7)	住民の反応 ⇒偏見・差別等に関する啓発 偽・誤報道への対応

第2節 初動期

2-1. 迅速かつ一体的な情報共有	
I	国が準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県から情報提供・共有を受ける。(全課)
II	県と連携し、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(保健福祉課)
III	町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定(地方)公共機関の情報等について総覧できるよう、関連ウェブサイト等を活用し、情報提供を行う。(保健福祉課)
2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	
I	国からの要請に基づき、相談窓口の設置や国が作成する Q&A 等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係各課で情報を共有する。(全課)
2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	
I	国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなり得ること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。(保健福祉課)
II	国や県、NPO 等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について、町民等に周知するなど、国、県と連携し、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(保健福祉課)
2-4. 医療提供体制の確保に関する周知	
I	県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知する。(保健福祉課)

第3節 対応期

3-1. 基本的な対応方針【初動期と同様】	
I	迅速かつ一体的な情報提供・共有 (2-1) (全課)
II	双方向のコミュニケーションの実施 (2-2) (全課)
III	偏見・差別等や偽・誤情報への対応 (2-3) (全課)
3-2. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	
I	県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について町民等に周知する。(保健福祉課)
3-3. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明	

I	病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、県と連携し、当該対策を実施する理由等について、提供されている情報に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得るよう努める。（全課）
3-4. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知	
I	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期において、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更することについて、県と協力して、町民等への周知を行う。（保健福祉課）
3-5. リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有	
I	まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、国や県と連携し、町民等に分かりやすく情報を提供・共有する。（保健福祉課）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- I 基本的感染対策の普及：広報・防災無線・公式ライン・ホームページ等の活用（保健福祉課・総務課）
（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける）
- II 適切な受診と受診時の注意事項の周知：広報・防災無線・公式ライン・ホームページ等の活用 新型インフルエンザ等相談センターに連絡し指示を仰ぐこと・感染を広げないように不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を行うこと等（保健福祉課）

第2節 初動期

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

- I 国、県からの要請を踏まえ、町内における新型インフルエンザ等のまん延防止対策に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（保健福祉課）

第3節 対応期

3-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する基本的な感染対策等に係る要請等

- I 基本的感染対策の徹底（全課）
（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける）
- II 外出制限等の要請・推奨（全課）
（時差出勤 テレワーク、オンライン会議の活用等）
- III 感染予防策の周知（全課）
また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材
I 平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(予防接種実施計画書・マニュアルの作成) (保健福祉課)
1-2. ワクチンの供給体制
I ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担を協議し、体制を整備する。(保健福祉課)
1-2-2. ワクチンの分配に係る体制の整備
I 県と連携し、ワクチンの速やかな分配を受けられる体制を構築する。(保健福祉課)
1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）
I 特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知協力 (保健福祉課)
1-4. 接種体制の構築
1-4-1. 接種体制
I 発生時に、速やかに接種体制を構築できるよう、県・郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要なシミュレーションを平時から行う。(保健福祉課)
1-4-2. 特定接種
I 対策の実施に携わる地方公務員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(保健福祉課)
1-4-3. 住民接種
I 国、県等の協力・支援を得ながら、町民等に対し、速やかにワクチンを接種できるよう関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図る。(保健福祉課)
II システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(保健福祉課)
1-5. 情報提供
I 医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国、県が提供する情報を町民等に周知し、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。 (保健福祉課 総務課 学校教育課)
1-6. DX の推進
I 県と連携し、スマートフォン等への接種勧奨の通知、予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、DX を活用する。(保健福祉課 企画商工課)

第2節 初動期

2-1. 接種体制
2-1-1. 予防接種に係る情報収集、提供・共有
I ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、国及び県との情報共有を早期に行うよう努める。(保健福祉課)

Ⅱ 接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や、相談窓口の周知に努める。（広報・防災無線・ホームページ・公式ライン等） （保健福祉課 企画商工課）
2-1-2. 接種体制の構築
Ⅰ 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築（保健福祉課） ⇒福島県医師会・石川郡医師会との連携協議 ⇒医師や看護師等を中心とした医療従事者の確保を最優先とする。
Ⅱ 国、県が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、国、県、町が連携して必要な準備を行い、対象者に周知する。（保健福祉課）

第3節 対応期

3-1. 接種体制
Ⅰ 初動期に構築した接種体制に基づき接種の実施（保健福祉課）
Ⅱ 予防接種を推進するため、必要に応じて県に対して接種に携わる医療従事者の確保を要請する。（保健福祉課）
Ⅲ 流行株が変異した場合、追加接種を行う場合に混乱なく円滑に接種が進められるよう、国、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。（保健福祉課）
3-1-1. 特定接種
Ⅰ 国が特定接種を実施することを決定した場合に、国、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉課）
3-1-2. 住民接種
3-1-2-1. 予防接種体制の構築
Ⅰ 国が決定した住民接種の接種順位に基づき、町民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国、県と連携して、接種体制の準備を行う。（保健福祉課）
Ⅱ 災害等により町外から避難してきた者が接種を希望する場合に、円滑に予防接種を受けられるよう、国や県、避難元自治体と連携して対応する。（保健福祉課）
3-1-2-2. 接種開始及び接種体制の拡充
Ⅰ 予約受付体制を構築し、接種を開始する。 感染状況や対象者の状況を踏まえ、接種会場の検討（体育館・保健センター・高齢者施設等）について、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（保健福祉課）
3-1-2-3. 接種記録の管理
Ⅰ 各市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するため、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（保健福祉課）
3-2. 副反応疑い報告等
3-2-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集
Ⅰ ワクチンの安全性や副反応疑い報告に関する情報、適切な安全対策等について、国、県から情報提供・共有を受ける。（保健福祉課）
3-2-2. 健康被害に対する速やかな救済
Ⅰ 予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、町民等への周知を行い、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。（保健福祉課）
3-3. 情報提供・共有

- | | |
|---|---|
| I | 予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国が提供・共有する情報について、町民への周知・共有を行う。（保健福祉課） |
|---|---|

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 人材の確保
I 発生時において、町から保健福祉事務所等へ応援職員を派遣協力することについて、平時から県と協議し、県が取り組む保健福祉事務所等の感染症事体制を構成する人員の確保に協力する。(総務課 保健福祉課)
1-2. 生活支援の準備
I 感染症有事においても自宅や宿泊施設で療養する陽性者への食事の提供、宿泊施設の確保等ができるよう、県や民間宿泊事業者と連携して感染症危機に備えた体制を整備する。(保健福祉課)
1-3. 健康観察の準備
I 感染症有事においても健康観察を実施できるよう、県、医療機関や外部委託業者と協力した実施体制を整備する。(保健福祉課)
1-4. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション
I 国、県及び関係機関と連携し感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。保健福祉課、こども園、教育委員会が連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づく情報を提供する。(保健福祉課 学校教育課)
II 県と連携し、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(保健福祉課)

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備への協力
I 県が進める人員の確保に向けた準備に協力する。(総務課)

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行
I 県が取り組む、保健福祉事務所等及び衛生研究所の感染症有事体制を構成する人員の確保のため、応援派遣要請に協力する。(総務課 保健福祉課)
II 新型インフルエンザ等の発生状況等に対する情報収集 (総務課 保健福祉課)
3-2. 主な対応業務の実施
3-2-1 健康観察及び生活支援
I 県が実施する、新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に対しての定められた期間の健康観察に協力する。(総務課 保健福祉課 学校教育課)
II 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(保健福祉課 総務課)
3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
I 県と連携し、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しや

すい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(総務課 保健福祉課
学校教育課)

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- I 町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（総務課 保健福祉課）
- II 須賀川地方広域消防組合は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（総務課 保健福祉課）

第2節 対応期

2-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

- I 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県及び関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。（総務課 保健福祉課）

第7章 町民生活及び社会経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備
I 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や役場各課間での連携のため必要となる情報共有体制を整備する。(全課)
1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備
I 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅情報が届くようにすることに留意する。(全課)
1-3. 物資及び資材の備蓄
I 町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(総務課 保健福祉課)
II 事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(総務課 保健福祉課)
1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備
I 国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者を把握するとともに、要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して検討し、その具体的手続を決めておく。(住民課 保健福祉課)
1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備
I 国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(住民課)

感染拡大防止行動 確認項目
①感染拡大防止策の周知徹底に関すること ☐ 基本的感染対策の周知徹底の強化 ☐ 不要・不急な外出を控えるよう要請（勧告・指示） ☐ 町内地域別の感染者情報を収集し、感染リスクの高い町民（高齢者等）に必要な指示 ☐ 受診時の適切な受診方法の周知（マスク着用 事前電話連絡） ☐ ウイルス・ワクチン・感染予防対策等、正確な情報提供
②感染者及び感染家族への支援に関すること ☐ 適切な受診と治療継続の教育 ☐ 家族の感染予防指導 ☐ 外出自粛要請に伴う生活支援等（家庭内の備蓄品等） ☐ 在宅感染者へ医療提供が行われるよう医療機関等との情報共有・連携
③社会機能維持に関すること ☐ パニック防止のための広報（公式ライン・ホームページ・広報・防災無線） ☐ 外出自粛者への生活物資の調達（家庭内備蓄品の準備等）

- 職員が不足する事態での行政業務の対応・
- BCP（事業継続計画）の見直し・検討
- 住民地区組織等との連携・協力（ボランティア等の活用）
- ライフラインの確保状況（上下水道・ごみの排出制限・し尿等）

④ライフライン、国内物流に関すること

- 町民生活への実態把握
 - （一人暮らし高齢者や妊産婦・乳児等の要配慮者、優先順位が高い方から順次）
- 町民の日常生活スタイルに関する啓発（節約等、物流の状況に応じた周知）
- パニック防止のための地区防災組織、消防、警察等と連携（必要時、パトロール）
- 町内で不足している物品の把握（優先度が高い生活物資・医療品等を中心）
- 今後不足が予想される物品の把握・県・国への生活支援調達要請
- 在宅重症患者への医療提供の確保・要請
- 感染症以外の災害にも対応できる人材・物資等の確保（水害・地震）

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- I 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。（全課）

2-2. 遺体の火葬・安置

- I 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備・調整を行う。（住民課）

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

- I 新型インフルエンザ等の発生・まん延及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（保健福祉課）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

- I 国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉課）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

- I 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（学校教育課）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

I	町民生活及び社会経済の安定のために生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(企画調整課)
II	生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務課)
III	生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に定める対策のほか、町民生活及び社会経済の安定のために適切な措置を講ずる。(総務課)
IV	新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令等で対処する。(総務課)
3-1-5. 埋葬・火葬の特例等	
I	町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(住民課)
II	県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。(住民課)
III	新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、他の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。(住民課)
3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	
3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等	
I	国及び県と連携し、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。(全課)
3-2-2. 事業者に対する支援	
I	事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するための財政上の措置や相談窓口の設置、その他の必要な措置について効果的に講ずるとともに、関係者への周知を行う。(税務課企画商工課)
3-2-3. 町民生活及び社会経済の安定に関する措置	
I	水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定期かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(建設水道課)

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確

	に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95 マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資の備蓄を推奨している。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるとき

	に、臨時に行われる予防接種のこと。
連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

【参考資料】予防接種（住民接種の考え方・様式）

住民接種について

特定接種	○国が行う登録作業に係る周知・登録申請等に協力する。 ○国・県の要請を受け、職員に対する特定接種の接種体制を構築。 ※特定接種 特定接種とは、特措法第28条に基づき、医療の提供の業務、又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者、並びに、新型インフルエンザ等対策を実施する公務員を対象として行う。
住民接種	○国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に速やかにワクチンを接種することができるようマニュアル等を作成し関係機関と協議・連携しながら体制の構築を図る。 ○東日本大震災等の避難者等に対し居住する市町村以外の市町村においても接種を可能にするよう努める。 ○福島県医師会、石川郡医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

住民接種

（１）接種の方法

種 類	想定される場所
集団接種	保健センター 町民体育館 公民館 特別養護老人ホーム 国・県等が指定した接種会場 (大規模公共・民間施設等) 一般企業 医療機関
個別接種	各医療機関

※例外的な対応として、在宅医療を受療中の患者等の地域集団接種では対応困難な者に訪問での接種の確保を検討する。

※住民接種は、住民基本台帳に登録されている全町民を対象とし（在留外国人を含む）実施主体である町が接種を実施する。

※住民基本台帳に登録がない方の接種体制については、国・県の方針に基づき、居住地市町村と十分協議のうえ、タイムリーに接種できるよう検討する。なお、健康被害救済については、予防接種法第15条の規定に基づき、住民基本台帳への登録がある市町村が給付を行う。

- 町で所在する高齢者福祉施設等の長期入所者
- 里帰り分娩等で住民基本台帳に登録がない市町村において接種を希望する妊産婦及び同伴の小児
- 戸籍又は住民票に記載のない児童においても親権者が希望する場合
- 単身赴任者や大学生
- 東日本大震災による原発避難者等
- その他、災害等により避難している者

（２）医療機関以外で住民接種を実施する際の手続き

1) 診療所開設の届出を行い実施する方法

2) 巡回診療として届出を行い実施する方法

※新型インフルエンザ接種時、診療所として届出した場所

保健センター 浅川町民体育館 特別養護老人ホームさぎそう

(3) 住民集団接種の対象者

接種対象者	接種方法に対する考え方
基礎疾患を有する者	集団接種・個別接種 ※基礎疾患を有する者はハイリスクであるため、通院中の医療機関で接種できる体制が整い次第、個別接種が望ましい。
妊婦	個別接種・集団接種 ※妊婦に接種可能なワクチンがある場合も想定される場合は、医療機関での個別接種を推奨し接種体制を整備する。
未就学児	集団接種・個別接種 ※保護者同伴での集団接種となることを想定。ワクチンの種類により、小児科専門医等を含む接種体制を早期に構築する必要があることから、近隣市町村、石川郡医師会等と調整する。 ※ワクチンが十分確保できる場合、保護者も同時に接種対象者として実施することも検討する必要がある。
	集団接種・個別接種 ※保護者同伴での集団接種となることを想定。ワクチンの種類により、小児科専門医等を含む接種体制を早期に構築する必要があることから、近隣市町村、石川郡医師会等と調整する。 ※ワクチンを十分確保できる場合、保護者も同時に接種対象者として実施することも検討する必要がある。
高校生	集団接種・個別接種 ※町外に進学している場合、居住地外接種が想定される。
成人 (18～64歳)	集団接種・個別接種 ※基礎疾患を有する者等はハイリスクであるため、通院中の医療機関で接種できる体制が整い次第、個別接種が望ましい。
高齢者 (65歳以上)	集団接種・個別接種 ※高齢者介護施設の入所者及び移動が困難な介護サービス利用者等は施設での集団接種も想定される。
障がい児・者	集団接種・個別接種 ※町外施設入所・利用者の場合、居住地外接種となることが想定される。
入院患者及び入所者等	施設集団接種 ※施設等で速やかに接種できるよう、予診票・済証等の準備を早急に進める必要がある。
特例者 ※住民票がない者	集団接種・個別接種 ※国・県の方針に基づき、居住地市町村と速やかに接種調整を図る。

※新型コロナワクチン予防接種時の対応をもとに作成

浅川町 予防接種実施計画書・実施報告書

			No.
実施年月日		会場名	
年 月 日 ()			
午前・午後 ~ (受付) (接種開始)		連 絡 先 :	
		担当責任者 :	
対 象	幼児 小学生 中学生 成人 高齢者 その他 ()		
従事者	受付 人 () 問診 (人 ()) 接種 人 (医師医) 充填 人 () 会場 人 () その他 人 ()		
予約者数	人		
実施者数	人	中止者数	人
使用ワクチン	種別 () 保管 (冷蔵・冷凍) 使用予定数 () 本・使用数 () 本・破棄数 () 本		
持参物	☐ 接種台帳 (予約票) グ ☐ 注射器 () 本 ☐ アルコール綿 ☐ バット ☐ 手指消毒薬 ☐ 救急セット ☐ 保冷剤 ☐ 保冷バック ☐ 破棄用袋 ☐ 体温計 ☐ ☐ ナンバリ ☐ スタンプ・ペン ☐ 予約台帳等 (住民台帳) ☐ 接種済証 ☐ 予診票予備・次回お知らせ ☐ 会場案内図 ☐ 誘導棒 ☐ マイク ☐ テープ・ひも ☐		
備考			

浅川町新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 令和8年6月
編集・発行 保健福祉課・保健センター
〒963-6204
福島県石川郡浅川町大字浅川字大明塚 114-28
電話 0247-36-4722